

# 新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給

令和2年6月25日現在

## 1. 申込資格

以下の全ての条件を満たす方

- 市内に店舗、工場又は事業所を有する中小企業者の方
- 市税を滞納していない方（新型コロナウイルスの感染拡大に伴い徴収が猶予されている方を除く）
- **令和2年4月1日～12月31日の間**に、群馬県の経営サポート資金「新型コロナウイルス感染症対策資金」のBタイプ、Cタイプ又はFタイプの融資実行をしている方

## 2. 制度内容

「新型コロナウイルス感染症対策資金」のBタイプ、Cタイプ又はFタイプの借入金に係る利子について、以下のとおり利子補給を行います。

**補助対象期間** 融資実行日から**最大1年間**

**補助率** **全額**

※ 延滞利子は補助の対象外となります。

## 3. 申込期限

**融資実行日から2か月以内**に市役所に交付申請をして下さい。

## 4. 申込方法

- (1) 金融機関で融資実行をしたら、申込期限までに以下の書類を市役所商工振興課新型コロナウイルス対策中小事業者経営支援室に提出し、交付決定申請をしてください。

- 1 「利子補給金交付申請書（様式第1号）」
- 2 「情報の提供に関する同意書（様式第2号）」
- 3 金融機関が発行する融資の実行が確認できる書類の写し（融資計算書、金銭消費貸借契約書など）
- 4 金融機関が発行する償還予定表（元利がわかる書類）の写し

- (2) 1月1日～12月31日に金融機関に支払済の利子について、**翌年の1月末日まで**に以下の書類を市役所商工振興課新型コロナウイルス対策中小事業者経営支援室に提出し、実績報告をしてください。  
原則、当該年にお支払いした利子は、翌年に補給をいたします。

- 1 「利子補給金に係る事業の実績報告書（様式第6号）」
- 2 「利子支払証明書（様式第5号）」（金融機関の証明印が必要）
- 3 「請求書」

※ 各年度の交付決定額の範囲内において、既に支払いをした利子分については都度請求をすることも出来ます。

※ 2年目の利子補給について、補助対象期間が終了した日又は令和3年4月1日のどちらか遅い日で実績報告をしていただけます。

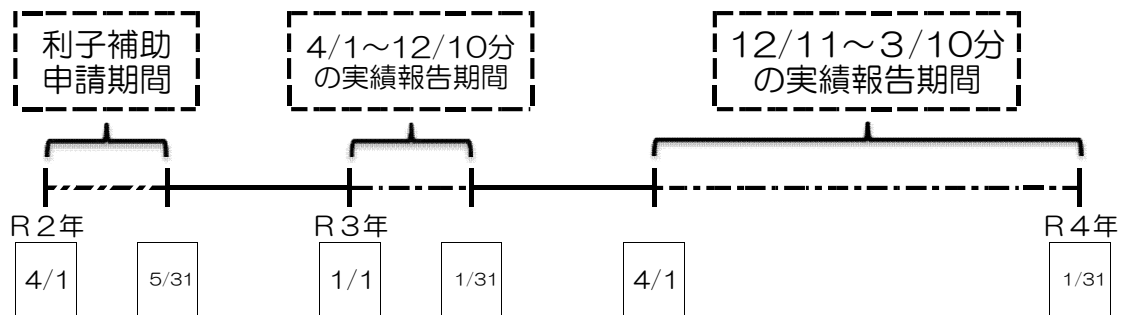
《問合せ先》

〒377-8501 渋川市石原80番地  
渋川市役所 産業観光部 商工振興課  
新型コロナウイルス対策中小事業者経営支援室(第二庁舎)  
電話:0279-22-2596 FAX:0279-22-2132

## 参考 申請のスケジュール

例1 令和2年4月1日に融資実行をした場合（毎月10日返済）

補助対象：令和2年4月1日～令和3年3月10日に支払分の利子



例2 令和2年9月30日に融資実行をした場合（毎月月末返済）

補助対象：令和2年9月30日～令和3年8月31日に支払分の利子

